

# 仕 様 書

## 1 業務名

第42回近畿高等学校総合文化祭 日本音楽部門楽器修理（リペア）及び箏・立奏台レンタル業務

## 2 業務概要

大会期間中に使用する楽器が故障した場合に、迅速に処置を施し、各参加団体の演奏を円滑に行うことができるようにする。また、大会開催にあたり、必要となる箏・立奏台のレンタルを行い、当該箏・立奏台の運搬、設置及び撤去を行う。

## 3 業務日時・場所

(1) 日時 令和4年11月25日（金）9:00～16:00

(2) 場所 和歌山県民文化会館 大ホール（和歌山市小松原通一丁目1番地）

## 4 業務内容

### (1) 楽器修理（リペア）

- ① 上記業務期間中、大会会場に職員2名を配置し、本番時に舞台袖に待機し、出演団体より要請があった場合、箏及び三絃の絃切れ等のトラブルに対応すること。
- ② 箏は、琴柱の調整・糸の締めなおしとともに、糸が切れた場合の張り替えについても対応すること。
- ③ 三絃は、糸の締めなおしとともに、糸が切れた場合の張り替えについても対応すること。
- ④ 舞台袖での出演団体待機時間（10分）内で行える作業のみとし、舞台進行の妨げとならないようにすること。
- ⑤ 運搬中に発生した楽器絃切れ等のトラブルにも対応すること。
- ⑥ その他状況に応じ、必要な業務の補助を行うこと。
- ⑦ 絃等の消耗品を使用した場合は、当該団体責任者と協議の上、当該団体にその実費を請求すること。

### (2) 箏・立奏台レンタル

- ① 箏5面、立奏台5台を用意し、上記業務場所への搬入、設置、搬出を行うこと。なお、搬入出日時の詳細については、落札決定後に打合せを行うものとする。  
搬入：令和4年11月25日（金）9:00      搬出：令和4年11月25日（金）16:00
- ② 搬入・搬出の際は、委託者の指示に従うこと。
- ③ 本業務において貸付けた物品について、業務期間中に故障等のトラブルが発生した場合は直ちに対応するものとする。

## 5 損害賠償責任

- (1) 委託業務の処理に関し、受注者の過失により第三者に損害を与えた場合には、受注者が損害賠償の責任を負うものとする。
- (2) 大会中止等に伴い受注者に生じた損害については、発注者は賠償の責を負わない。

## 6 守秘義務・個人情報の保護

受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負うものとする。個人情報の取り扱いにあたっては、和歌山県個人情報保護条例に準じて取り扱うこととし、受注者は、本業務を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報保護条例を遵守しなければならない。

## 7 その他

- (1) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、具体的な事項については委託者と受託者とが協議の上、円滑に業務を遂行するとともに、関係法令等に従わなければならない。
- (2) 業務の実施にあたっては、委託者及び開催会場と十分打ち合わせを行うとともに、連携を密にして、委託者の指示及び承認を受けながら進めること。
- (3) 業務実施にあたっては、参加者等の安全確保を十分に図ること。
- (4) 配送、必要資材調達、楽器調整その他本業務に係る一切の費用は受注者の負担とする。
- (5) 天災及び感染症その他やむを得ない事情により、大会を中止又は変更をする場合がある。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため大会を中止又は変更とする場合は、委託者より開催日の1か月前までに連絡を行うものとする。
- (7) 大会が中止又は変更になった場合、協議の上、見積を精査し、変更契約を締結するものとする。
- (8) その他本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、協議の上、決定するものとする。

## 8 問い合わせ

### (1) 契約事務に係る事項

第42回近畿高等学校総合文化祭和歌山県実行委員会事務局 今井健多

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

TEL 073-441-2702 FAX 073-426-5650 E-mail imai\_k0009@pref.wakayama.lg.jp

### (2) 業務内容に係る事項

第42回近畿高等学校総合文化祭日本音楽部門 代表委員 柏田菊代

(和歌山県立和歌山商業高等学校内)

〒640-8272 和歌山市砂山南三丁目3番94号

TEL 073-424-2446 FAX 073-425-3795 E-mail nihon-ongaku@gs.wakayama-c.ed.jp